

政策評価懇談会（第8回）議事録

1. 日時

平成16年10月13日（水）10:00～12:00

2. 場所

東京高等検察庁第二会議室

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

川端 和治	弁護士
(座長) 島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山根 香織	主婦連合会常任委員
六車 明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社法務セクションマネージャー

<省内出席者>

丸山 嘉代	大臣官房人事課付
佐藤 淳	大臣官房施設課付
由良 卓郎	訟務部門訟務調整官
山崎 耕史	司法法制部企画官
江原 健志	民事局付
片山 巖	刑事局組織犯罪対策企画官
西田 博	矯正局国際企画官
柿澤 正夫	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
上原 巻善	入国管理局入国管理企画官
阪井 博	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官
高橋 裕紀	大臣官房秘書課広報室長
太田 正孝	大臣官房秘書課情報管理室長

<事務局>

倉吉 敬	大臣官房秘書課長
黒川 弘務	官房参事官（総合調整担当）
梅林 啓	大臣官房付兼秘書課付
津本 充俊	大臣官房秘書課政策評価企画室長

4. 議題

- (1) 平成15年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書について
- (2) 平成16年度法務省事前評価実施結果報告書について
- (3) 平成16年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書について
- (4) 法務省事後評価の実施に関する計画（平成16年度）の見直しについて
- (5) 新たな法務省政策評価に関する基本計画の策定について（報告）

5. 配付資料

- 資料 1 : 評価結果の政策への反映状況について (総括表)
- 資料 2 : 平成 15 年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書
- 資料 3 : 平成 16 年度法務省事前評価実施結果報告書
- 資料 4 : 法務省大臣官房施設課における政策評価 (事業評価)
- 資料 5 : 平成 16 年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書
- 資料 6 : 「法務省事後評価の実施に関する計画」 (平成 16 年度)
- 資料 7 : 法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 16 年度) 改定 (案)
- 資料 8 : 法務省政策評価に関する基本計画

参考資料 : 行政機関が行う政策の評価に関する法律及び同施行令
政策評価に関する基本方針
平成 15 年度法務省事後評価実施結果報告書

6 . 議 事

島野座長 : まず , 議論に先立ちまして事務局から本日の審議事項についてご説明願います。

黒川官房参事官 : それでは私から本日の審議事項について , 説明させていただきます。まず , 席上の配付資料をご確認いただきたいと思います。資料 1 は反映状況の総括表です。資料 2 は事後評価の反映状況報告書 , 資料 3 は事前評価書 , 資料 4 は施設課における政策評価の説明資料 , 資料 5 は事前評価の反映状況報告書 , 資料 6 は実施計画 , 資料 7 はその改定案 , 資料 8 は基本計画となっております。また , 参考資料として , 政策評価の法律・同施行令 , 基本方針等を配付させていただきました。ただ今 , ご確認いただきました資料 1 ~ 7 を基に , 本日の議題の (1) ~ (4) につきまして , それぞれご意見を頂戴したいと考えております。また , 平成 17 年度からの新たな法務省政策評価に関する基本計画の策定作業を進めているところでございますので , 資料 8 の現行の基本計画を基にその問題点等を報告いたしたいと考えております。少し詳しく説明いたしますが , 資料 2 の「平成 15 年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書」でございますが , 行政機関が行う政策評価の結果は , 施策の企画立案作業における重要な情報として活用し , 施策に適切に反映される必要がございます。前回 , 7 月 9 日に開催いたしました当懇談会において , 平成 15 年度の事後評価実施結果については , 皆さまからご意見を頂戴いたしました。この資料 2 は , その評価結果を政策・施策の企画・立案等にどのように反映したのかを今年の 9 月 1 日現在で取りまとめたものです。本日は , 反映状況報告書に記載している取組の内容について , ご意見を伺わせていただきたいと思います。次に , 資料 3 と資料 5 の「平成 16 年度法務省事前評価実施結果報告書」と , その「反映状況報告書」についてですが , 政策評価法では , 国民生活 , 社会経済に相当程度の影響を及ぼし , 又は , 多額の費用を要することが見込まれるなどの要件に該当する施策として , 研究開発や公共事業などを実施することを目的とする施策であって , 政令で定めるものを決定しようとするときは , 事前評価を行わなければならないと規定されています。法務省では , この規定に基づき事前評価を行わなければならない施策というのは持ってありませんが , 基本計画で , 事業費 10 億円以上を要する新規採択の施設整備事業や法務に関する研究などにつきまして , 事前評価を行うこととしています。この結果 , この基本計画に従いまして , 平成 17 年度予算の概算要求において要求しております 6 施設の整備事業と , 法務総合研究所において本年度に実施することとしております 5 つの研究テーマについて , 事前評価を行いました。資料 3 の事前評価実施結果報告書は , その結果を取りまとめたものでございまして , 資料 5 の「反映状況報告書」は , その評価結果を政策・施策の企画・立案等にそれぞれどのように反映したのかを今年の 9 月 1 日現在で取りまとめたものです。これらにつきまして , 併せてご意見を伺わせていただきたいと思います。続きまして , 資料 7 の「法務省事後評価の実施に関する計画 (平成 16 年度) 改定 (案)」ですが , これは資料 6 の改定案でございます。資料 6 の実施計画

は、本年度に実施しております政策を対象とした事後評価の実施計画で、具体的には、評価対象の政策を定めるとともに、事後評価の基本目標、達成目標、指標を定めたものでございます。本年度の政策を対象とする事後評価は、この実施計画に従って実施しているところでございますが、昨年度の事後評価の実施結果報告書の作成に際しまして、改めるべきと考えられた点がございましたし、また、前回の懇談会における皆様からのご指摘もございましたので、現時点で改定すべきと考えている点を資料7に取りまとめてございます。本日は、この改定案についてご意見を伺わせていただきたいと思っております。最後に、資料8の「法務省政策評価に関する基本計画」についてですが、この基本計画は本年度までの3か年計画であり、法務省としては新たに来年度以降の基本計画を策定する必要があることから、現在策定作業を進めているところです。今回は、基本計画策定にあたり、現時点で法務省が承知している問題点等についての報告をさせていただきたいと考えておりますので、具体的な中身に関する委員の皆様からのご意見につきましては、次回の懇談会に頂戴したいと存じます。なお、来年度の実施計画に向けて、新たに政策評価の対象とすべき、政策、施策につきましても、委員の皆様には、それぞれ、専門的知見、あるいは、有識者としての国民の視点から、ご意見をいただければと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。以上です。

島野座長：ありがとうございます。それでは、ご説明がありました事項について、順次、ご質問があれば、本日ご出席の担当部局の方に説明していただきながら、皆様のご意見を伺ってまいりたいと思っております。まず、議題(1)の「平成15年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書について」、これは資料2となっておりますが、これについてご意見を伺ってまいりたいと思っております。資料1として「反映状況の総括表」が配付されておりますので、これについても事務局からご説明願います。

梅林課付：それでは、まず資料1をご覧くださいと思います。これは、資料2の「平成15年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書」について、事後評価の対象とした政策・施策ごとに、「法令の立案・改廃へ反映したもの」、「予算要求へ反映したもの」、さらには「機構・定員要求へ反映したもの」にそれぞれ区分いたしまして、総括表の形で取りまとめたものでございます。平成15年度におきましては、23の政策・施策について事後評価を実施しましたが、そのうち、評価結果を受けまして、法令の立案・改廃へ反映したものは、「登記事務のコンピュータ化」や「外国法事務弁護士の在り方」等、4政策となっております。予算要求へ反映したものは、「登記事務のコンピュータ化」や「外国法事務弁護士の在り方」等、15政策となっております。また、機構・定員要求へ反映したものは、「検察広報の積極的推進」や「更生保護活動の推進」等、6政策となっており、そのうち、新たな官職や組織の増新設を要求する機構要求へ反映したものは、3政策、職員の増員を要求する定員要求へ反映したものは、5政策となっております。お手元に配付しております資料2の「平成15年度反映状況報告書」の具体的内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、この報告書は、お手元に参考資料として配付しております「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書」に対応したものとなっております。たとえば、この「平成15年度事後評価実施結果報告書」の44ページ、これは一番最後に参考資料としてあるものですが、これの44ページをご覧くださいと思います。これは「更生保護活動の推進」について事後評価しているものでございます。これにつきまして、資料2の平成15年度反映状況報告書に対応する部分というのは、資料2の13ページでございます。このように達成目標ごとにこの資料2の反映状況報告書を作成しているところでございます。以上でございます。

島野座長：それでは、個別の政策ごとの具体的な評価結果の反映状況について、適宜、まとめて、順次、ご意見を伺ってまいることとして、資料2の目次の、まず、1の事業評価「法務に関する研究」と2の実績評価(1)「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的権利の擁護」、それから実績評価(2)の「法秩序の維持」についてご意見を伺いたいと思っております。まず、事務局から、ご説明願いたい

と思います。反映状況の内容としては、施策の性質上、引き続き、評価対象の施策に係る取組を行うとして予算要求額の計数的な状況が記載されているだけのものもありますので、ポイントとなるものについてご説明いただきたいと思います。

梅林課付：はい、それでは、資料2の反映状況報告書のうち、事業評価方式を使用している「法務に関する研究」と実績評価方式を使用している施策のうち、(1)の「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」、それから(2)の「法秩序の維持、刑事・治安の面から」の分野に係るものについて、反映状況のポイントを説明させていただきたいと思います。資料1の総括表と合わせてご覧いただきたいと思います。この3つの分野では、事後評価の対象とした14の政策・事業についての反映状況をとりまとめてありますが、このうち、法令の立案・改廃へ反映したものが2政策、予算要求へ反映したものが10政策、定員要求へ反映したものが3政策となっております。資料2の2ページの「登記事務のコンピュータ化」をご覧いただきたいと思います。目次の後になります。2ページでございます。平成15年度末現在におきまして、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約70.2%、総会社・法人数の約79.4%のコンピュータ化が完了している等との評価を受けまして、まず、法令の立案・改廃への反映について、本年6月に、不動産登記法と不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を成立させていただきまして、紙の登記簿を原則とする規定を改め、登記簿は磁気ディスクをもって調製することを原則といたしました。また、登記情報を電磁的記録に移行するための経費として約198億円を平成17年度の予算概算要求に盛り込んでおります。次に、資料2の21ページの「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」この部分をご覧いただきたいと思います。国際テロや北朝鮮問題などにつきまして、把握・解明すべき課題は多数ございます。我が国の治安の維持と安全の確保のために、調査力を質的にも量的にも充実強化する必要があるとの評価結果を踏まえまして、「朝鮮総連・北朝鮮関連情報収集強化経費」として約1億2千万円を、また、「国際テロ動向調査の充実・強化経費」として約9千7百万円を平成17年度の概算要求で予算要求しております。更に、平成17年度機構・定員要求におきましては、国際テロ調査体制の強化のために、官職の新設並びに40名の増員を要求しているところです。以上です。

島野座長：ありがとうございます。それでは、どこからでも結構ですのでご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

立石委員：資料1にまとめてありますけれども、昨年度私のほうから申し上げました「捜査における通訳の適正の確保」という、外国人が多く入ってくる時代の中で、大半が困っておられると思いますが、これに対してのアクションを全然とってない。予算措置など。これはどういうことなのでしょうか。

島野座長：刑事局お願いいたします

刑事局：特段、予算措置を行っておりませんが、従来から行っている通訳人セミナーを今後引き続き行い、通訳人の質の向上という面に着目した対応を図ってまいりたいと考えております。

秘書課長：予算上はどのようなふうになっていますか。

刑事局：法総研の方と一緒に開催する形となっております。特段の予算を必要としていません。

秘書課長：実行措置でやっているということ。

刑事局：はい。

秘書課長：新たに項目を立てて、新規予算要求をするということはしていない。要するに既存の経費の中だと思っておりますが、これは、例年と同規模の予算でやっていくことは間違いはないですか。

刑事局：はい。

島野座長：他にご質問、ご意見ありますか。

川端委員：資料2の6ページの法律扶助事業の推進で、17年度においても、16年度

当初予算に比べ約5億円強の増額要求を行ったとなっておりますが、5億円で適正適切である、足りると判断された理由についてお聞きしたいのですが。

人権擁護局：5億円強の根拠といたしましては、平成15年度の援助に関する実績件数、裁判所への自己破産申し立て件数等、こういったものを踏まえまして、17年度の需要がどの程度あるかを整理いたしまして、これに対応するのに必要な経費を積算いたしました。

川端委員：法律扶助事業の実際において、補助金の額の制約があるために、様々なプレーキを扶助協会の側でかけて、扶助件数を事実上抑えざるを得ないというような実情である点については調査されたりしていないのですか。

人権擁護局：そのような点につきましては、日常的に法律扶助協会との意見交換をいたしまして、平成17年度の要求に当たりまして、法律扶助協会の方から早い段階から、17年度の補助金についての要望書を提出されまして、その説明を具体的に受けるなどした上で、平成17年度の要求をしているということでございます。前回もご指摘ございまして、まだまだ法律扶助に関する予算が不十分であるというご指摘でございますが、これまで毎年5億円近く要求しておりまして、他の予算に比べましたら格段の措置を講じているということもございまして、ご了承いただきたいと思っております。

島野座長：それでは、次に(3)「出入国の公正な管理」、から最後までとなりますが、(4)「国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理」、(5)「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」、大きな3総合評価の「法制度の整備について」について、まとめて、ご意見を伺いたいと思っております。事務局から、ポイントとなる点についてご説明をお願いします。

梅林課付：それでは、実績評価方式を使用している施策のうち、(3)の「出入国の公正な管理」、(4)の「国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理」、(5)の「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」、さらには3総合評価の「法制度の整備について」の分野に係るものについて、反映状況のポイントを説明いたします。この分野では、事後評価の対象とした9つの政策についての反映状況のうち、法令の立案・改廃へ反映したものが2政策、予算要求へ反映したものが5政策で、機構・定員要求へ反映したものが3政策であり、この中で機構要求へ反映したものは1政策、定員要求へ反映したものは3政策、となっております。まず、資料2の30ページの「好ましくない外国人の排除」、この部分について説明したいと思います。総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考えられること、また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成15年中に出入国審査時に発見した偽変造文書の件数は、前年より大幅に増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に効果をあげているものとの評価結果を踏まえまして、来年度におきましても、引き続き不法滞在者対策の推進を図るため、摘発活動、摘発後の収容、送還に係る経費などの退去強制手続に係る経費や、不法就労対策のキャンペーン及び偽変造文書鑑識機器に係る経費等として、約27億円を概算要求しています。今後の課題といたしましては、参考資料にあります平成15年度事後報告書82ページ一番最後にある参考資料でございますが、不法滞在者数が20万人を超えており、依然として高水準にあるほか、近年、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であることから、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要があるとされています。そこで、強力な摘発体制を構築し、退去強制手続業務の充実・強化を図るため、入国審査官及び入国警備官あわせて98名の増員を要求するとともに、中部圏における退去強制手続業務の強化のため、現在おります調査担当の首席入国警備官の業務を見直しまして、摘発担当の調査第一担当首席入国警備官さらには摘発業務以外の違反調査を担当する調査第二担当首席入国警備官を増設するという形にしたいと思っております。また、企画管理・処遇・執行を担当する首席入国警備官の業務を見直しまして、

企画・立案業務を行う企画管理担当の首席入国警備官と処遇・執行業務を専門的に担当する処遇・執行担当の首席入国警備官の増設を要求しております。なお、本年6月に「出入国管理及び難民認定法」を改正いたしまして、不法残留等の罪に係る罰金の上限を30万円から300万円に、不法就労助長の罪に係る罰金の上限を200万円から300万円に引き上げるとともに、過去に退去強制歴等のある者が再度退去強制された場合の上陸拒否期間を10年に伸長しております。一方、自ら出頭した不法残留者で過去に退去強制等されたことがないなど所定の要件を満たすものにつきましては、退去強制手続によらずに簡易な手続で迅速に出国させる出国命令制度を設け、その者に係る上陸拒否期間も1年間に短縮しております。また、我が国の在留資格制度をより適切に運用する観点から、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に係る活動を継続して3か月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合には、その外国人の在留資格を取り消すことができる在留資格取消制度を設けております。次に、資料2の33ページの「国の利害に係る争訟の処理」をご覧くださいと思います。訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095件のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、785件でございます、その率は71.7%でございます。事件の性質や相手方の訴訟対応等により審理の長期化を余儀なくされるという外部要因もございまして、結果として約3割につきましては2年を超えることとなったとの評価結果を受け、裁判所に提出する準備書面の作成を迅速に行うためのシステムの経費として、約1億8千8百万円を、また、訟務担当者の人材を育成し、もって裁判の迅速化に寄与する経費として、約790万円を平成17年度に概算要求しております。また、平成17年度定員要求においては、改正行政事件訴訟法の施行による事件及び事務の増加に迅速かつ適正に対応するため、20名の増員を要求しております。以上でございます。

島野座長：それでは、(3)から最後まででどこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いいたします。

立石委員：(2)の法秩序の維持の資料2の10ページ矯正職員に対する研修の充実強化というのがございますが、私が考えるに刑務所という第三者による監視が行き届かない特殊な空間において、職員のいわゆる倫理観が最後の砦になると、そういう意味で、研修内容を充実させようとしているということで、内容的にはいいのですが、ただ、倫理観だけに頼るとするのは私は一つ問題があるのではないかと、こういうところに監査という第三者の目が届くというところに、暴走を防ぐツールとして果たせるのではないかと、やはり監査というものを入れていく必要があるのではないかと私は思います。

島野座長：あの、立石委員のご意見は、(2)のところ、前にさかのぼってのご意見ですけれど、評価の方式その他ではなくて、監査制度という、新しい仕組みを設けるべきという提言、ご意見でいらっしゃるんですね。

立石委員：そうですね。監査というのをやる必要があるのではないかとということです。

島野座長：では、今のご意見は承りますが、何か、矯正局からご意見ございますか。今の、監査制度、第三者の目で見てもらうことが、職員の倫理観のみによるよりは必要なのではないかというご意見です。

矯正局：ご指摘については、ここのところの不祥事がございまして、何か考えなければいけないという方針を矯正局として持っています。実際に、新たな監査制度を取り入れるといったことになりましてと検討したり法的な措置を講じなければならないといったことになりまして、時間がかかるということになってしまいますので、一番迅速にできる方法として、今検討しておりますけれども、従来外部の方が刑務所に入る方法というのは参観しかございませんでした。これを一つ膨らませまして、広報的な見学をしてもらう機会をこれからどんどん作ろう、従いまして、参観といった一定の目的はなく、こちらのほうが定期的に機会を設けまして、例えば、地元の自治会の方です

とか、興味がある方について事前に言っていただければ、見てもらえるような機会をたくさん設けようと考えておりまして、16年度の目標としましてもそれを掲げております。ですから、透明性を高める趣旨で、できることからやっております。

島野座長：たぶん、立石委員のご意見とレベルの差というか、本質的な違いがあるのでしょうか、今回は、ご意見を承ったということにしたいと思っております。目次(3)から最後までで、質問、ご意見があればどうぞ。

田辺委員：質問というよりも意見です。24ページのところで、特区法に基づき外国人IT技術者に係る在留期間の伸張等の特例措置を講じたというのを、特区に限って行ったということになっております。こちらは、内閣府との関係でどうなっているのかわかりませんが、やはり、特区は早いうちに、それを全国展開するか、それとも、しないかということで、今回の評価が変わると思っております。この部分はどうなっているのか、感触等がわかればお聞かせ願いたい。基本的な方向として、入管の方は人手が足りないということがあろうかと思っておりますけれども、特区の部分は、いいところは、規制緩和を進めるという点で、別の方向を向いているので、そういう部分もお聞かせ願いたい。

入国管理局：特区制度はご承知のとおり、総理大臣が認定した特別区域の計画についての特例措置が講じられているところをごさいます。地域限定ということで行っているわけですが。全国化をできるだけ早くしたらどうかというご意見でございますが、この制度の全国展開の仕組みにつきましては、特区推進本部の下におかれまして、特区評価委員会というのがございまして、そこで検証した上で、全国化がいいのか悪いのかという意見を本部長である内閣総理大臣に提出して決定されるという仕組みになっておりまして、全国化を図るかどうかの是非については、そちらのほうのスキームで検討されることとなります。

川端委員：33ページの準備書面作成支援システムですけれども、これは、2億円近くをかけて、新しいエキスパートシステムを構築し、コンピューターで簡単に書面が作れるようにするのかなと思いましたが、実際にはどのようなシステムなのでしょう。

訟務部門：このような名前にはなっておりますけれども、主としてコンピューターの更新やリース代でございまして、データーを入力すれば自動的に準備書面が出来るといったものを開発するものではございません。

秘書課長：検索できるようなシステムはあるんじゃないですか。

訟務部門：判例検索システム等の導入により、過去の裁判例を検索し、そのデーターを引用できるようになっています。

川端委員：そうすると、お金がかかるのは、機器の更新とかであり、システムの開発というわけではないのですか。

訟務部門：新たなシステムを開発するといったものではございません。

立石委員：30ページの好ましくない外国人の排除で、出入国難民認定法の改正ですが、人の受入れという面からいいますと、2つあると思っておりますが、一つは日本にとってチャンスということと、もう一つリスクという両面があると考えます。一方だけを強調するのは、確におかしなことだと思いますが、法務省としては、当然不法在留外国人等による犯罪等の増発防止等が念頭にありますから、リスクをいかに低減するか、そういう形で進めていただきたいと思います。法務省としてこれから考えておいていただきたいことは、今後の日本というのは韓国とFTAを結びました。シンガポールは締結、メキシコは、ついこの前、締結、そのあとに韓国、タイ、マレーシアとかフィリピン等の政府関係、並びにアセアン、日本はアセアンと連携を進めておるわけです。今回のこういう動きというのはただ単にものを金だけじゃなくて、いわゆるサービス、すなわち人、これからやはり出入国というときに、こういう世界的な流れの中で、いろいろな人が入ってくるということで、今からは法務総合研究所あたりが常にこういう動きをウォッチして、先取りして準備しておくというようなことをぜひやってもらいたいと思っております。私としてはそういう意見です。

山根委員：34ページで、広報活動なんですけれども、今、とても関心が高まっているのが裁判員制度だと思うのですが、これが成功するかというのはこれからの大きな問題になると思うのです。この広報は、制度の説明であるとか、なぜ今必要か、とかいったような、そういった広報はどうやって行っていくのかということ、これからいろいろ決まっていくことなのではないでしょうか。特別なチームが作られたり、他の関係機関と協力して何か組織を作るのでしょうか。

秘書課長：今後裁判員制度の広報が非常に大事だということで、省をあげて体制作りをしておりまして、直接的には刑事局に裁判員の広報を担当する部門を作りまして、検事その他事務官と部屋を作っております。そこが一番の実働部隊になりますが、それと、次官をトップとする組織を作って、最高検との連携を採りながら、全体の法務省と最高検との連絡体制を、これは、広報だけでなく、実際に裁判員制度を動かすとなると、法律はもうできているのですが、具体的な政令とか最高裁規則とかありますので、そこら辺も詰めていかなければならないということで、そういう法務省全体の組織を作りまして、そこがまた、日弁連、最高裁と協議をして進める。それで、広報についても、日弁連、最高裁と一緒にやるということにしておりまして、来年度の予算要求にも、裁判員制度に特化した形で、額はそんなに大きくはないのですが要求をしております。本当にいいご指摘をいただいたと思いますが、一番大きな問題は、国民の過半数は裁判員制度はなかなかいいんじゃないかと言うのです。司法に参加して、まさに民主主義の第一歩はここから始まるといった意見を言う人もいます。では、あなたは裁判員になりますかという、私は行きたくない、行ってもいいよという人は2割ちょっとくらいしかいない。嫌々ながら行くよという人もあります。それをどういうふうに応答していくか、というのが基本的にありまして、国民全体の意識を変えていかないといけないと、そう思っております。それと、我々自身も法務省の役人の方も、現場の検事も含めてですね、意識を変えていかねばならないというのが、一番大きなテーマで、それを実践的に取り組んでいこうと思っております。非常にオーバーに申し上げますと、例えば、裁判に参加する一人一人が治安を担うことなんだ、そういう意識をね、あるいは、裁判員になれば、嫌々ながら入ってくるにしても、実際見たら、被告人の人権というのはこういった扱いを受けるんだ、というそちらの面でいろいろ学べるんじゃないかと。アメリカとか、ヨーロッパとかで陪審員制度をやってみて、これは、この前の国会で日本も採用いたしました裁判員制度よりもっと堅い、事実認定を裁判官を排除して陪審員だけでやるというものですけども、これは寺尾先生よくご存じですが、あちらの人は、一般の人に聞くと、「陪審員どうですか。」という、「私はやったことある。よかった。」なんて人はいないのです。「仕事も休まなくては行けないし大変だったよ、でも国民の義務だもんね。」とこういう言い方をされる。ごく普通の人です。そういう人が非常に多いです。そういうふうに変えていかないと、半分法務省としても非常に青臭い夢を描いておりますけれども、それを念頭に置きながら現場の実務をどこまで変えられるか、それで、広報をどうしていくか。実は、先日10月1日に法の日週間の初日ということで、ヤクルトホールというところで、中央の大きなホールで広報活動を行いました。集まってくれた人は300名くらいだったのですが、そこで、検事、判事、弁護士、それから、司法制度改革推進本部議長の安藤さん司会で非常に好評でした。また、機会があればそのビデオなどを先生方にご覧になっていただこうと思っております。第一歩ですけどそういうことで施行までの5年間でやっていこうと思っております。

島野座長：よろしいですか。

山根委員：はい

六車委員：同じページになるのですけれども、2つありまして、感想のようなことなのですけど、今秘書課長がおっしゃられたような、国民と、裁判をする者とか、権力の中にいる者との関係が変わってくるということになりますと、裁判所も同じことだと思うのですが、国の利害に関係のある争訟の処理という言葉なのですが、私は前々からこの「処理」という言葉が、なにか我々が争っていることが処理されるのか、裁判

所の事件処理の統計表とかを何十年にわたってやっていたと思いますし、私も5年ほど前にやっていたんですけど、そのときもまだ処理という言葉を使っていたのではないかと思うのですが、民間にきて、いろいろやってみますと、民事事件でも刑事事件でも、私だけかもしれませんが、処理というと自分が一生懸命やってきたことが処理されるのかという感じが私だったらするんじゃないかという感じがしまして、これは、提案とかでもないのですけれど、司法制度改革で今までの感覚が変わって、一般の人がどんどん裁判官と一緒にやるようなことになってきますと、もっといい言葉があるのではないかと、そういう、ここに限らないのですけれども、長年使っていた統計上の言葉とか、もうちょっと敏感になって、よりよい言葉があれば、市民の方も近づきやすくなってくる、そういうことがあるのではないかと、日頃感じていて、ちょうど今出たものですから、それはまあ感想だけなんですけれども。もう一点は、提案というか、秘書課長が最初におっしゃられた数値化しにくいというところで、今の同じ33ページの評価の概要なんですけれども、1095件のうち、785件は、つまり約70パーセントは2年以内で終わった。終わらなかったのは、事件の性質や相手方の対応などにより、と書いてあるのですが、むしろ問題は終わらなかった方をはっきり説明するという方が、他の評価、総務省の方とかもわかりやすいのではないかと、ダブルカウントでもいいですから、もし統計があるのであれば、この事件はもっぱら事件の性質によるとか、もっぱらこの事件は誰が考えても大きすぎてしょうがないとか、この事件はもっぱら例えば相手方がいなくなってなかなかつかまらなくて、やっと行方不明から戻ってきたとかいろいろあるのではないかと思うのです。そういうのをむしろ具体的にだいたいこれくらいの数ですよ、これはどうしようもないんですよというところをもしそういうのがあれば外に出されると、訟務部門の仕事のことがよりわかりやすくなるのではないかと、それだけです。

秘書課長：訟務部門に代わってというか、法務省全体ですが、2年以内という迅速化法ができたばかりで、実はまだ我々の気持ちとしても、なんと70パーセントも2年以内に終わっているのか、そちらに目がいき過ぎているのかもしれませんが。

寺尾委員：今六車委員がおっしゃったことと関係するので、意見を言わせていただきたいと思います。33ページのところなんですけど、一読すると、たしかに無難な表現ではあると思うのですが、もう少し工夫があった方がよいと思います。先ほど六車委員も言われましたけれども、裁判することが悪いことであれば、その数はできるだけ少なく、また、速く処理されれば速いだけよいということになるでしょう。しかし、今は、司法制度改革を受けて、行政事件訴訟の性格付けというのも変わっていくことが期待されているのだと思うのです。私はアメリカのことを研究しているので、ついアメリカと比べてしまいます。アメリカの訴訟は多すぎるのかもしれませんが、アメリカはそれこそ建国以来政府は対等に裁判所で裁かれるというか、訴訟の当事者になる、裁く方ではなくて裁かれる方として市民と対峙するというをやってきています。そしてそれは悪いこととは捉えられていません。なぜなら、そういう過程を経ているような問題も明らかになるし、それから、新しい政策決定の材料にもなるようなものも出てくるという生産的なプロセスがそこにあると理解されているからだと思います。つまり国民と、国民に統治を委託されている政府がそこで対話をする機会がそこで生まれてくるわけです。問題を発見し、新しいものを生み出していく場にもなるわけなので、「処理」されさえすればいいというわけではないと思います。司法制度改革を受けて、行政事件の性格付けも変わるのであれば、やはりこの部分の表現を少し変えた方がいいと思いつつ、先ほどから何かいいワーディングはないかと考えているのですが、なかなか思いつけないであります。この、適正に処理されること、迅速に処理されることと言われると、それはいいことですねとなってしまおうのですが、この表現の仕方、この目標に従って評価するという一番の基準をたてるということなので、行政事件訴訟の在り方を評価し直すような言葉を入れないと適当ではないのではないかと思うのです。行政事件訴訟法の改正の所管は総務省がやるのですか。

秘書課長：司法制度改革の推進本部、内閣がやっておりますけれども、出来上がれば訴

訟法ですから法務省が所管することになります。

寺尾委員：そうですか。行政事件をどうやって、いろんな意味で、いい意味で活用していけるかということは、あちらで考えているということですか。

島野座長：途中で恐縮ですが、今は、すでに実施した平成15年度の実績評価、それをどう反映したかという報告書をチェックしているわけです。今、寺尾委員がおっしゃったご意見は、次の評価の基本目標、達成目標を決めるときに参考になる発言と思われるのでそちらでお願いしたいと思います。

寺尾委員：わかりました。

川端委員：裁判員制度の広報の問題ですが、大正時代に陪審員制度を実行したときに、画期的な予算をつけて、5年間にわたって宣伝広報し、映画も作ったり、全国各地で講演会をしたりしたわけですが、今回もそれ以上の広報活動がないとこの制度はおそらくうまくいかないと思います。やはり一番重要なことは予算を取ることです。その使い方にしても、インターネットの活用を始めたようですけど、これをもっと大々的にいろんな形でできないかということと、また、当然今の時代ですからテレビとのタイアップが考えられます。それともう一つは、裁判員制度の報道を見ていますと、各社ともやりたい人は2割しかいないという方をやたら強調しているわけです。それは事実なのですが、それを強調するとそういうネガティブなイメージが自己増殖して、裁判員というのはみんなやりたくない、実際にはやりたいとは思っていない制度だと、そういうイメージだけを植え付けられる。そこは、マスコミ各社に、そういう方向ではなく、もっとポジティブな形で裁判員制度の報道がいろいろなされるように働きかけをするということが必要じゃないかと思うのです。その点を次の広報活動に生かしていただければと思います。

島野座長：渡辺委員ご意見ありますか。

渡辺委員：裁判員制度に関しては裁判所でも広報のあり方を考える機関を作っていて、私もたまたまそのメンバーに入っています。立法過程を、それなりに脇の方から見てきた者の一人からすると、司法参加の意義とか制度のありようなどをあれだけ議論したのだけれど、なかなか広い範囲には伝わっていないんだなということを感じているところです。今後、法曹三者がまさに一体となってこの問題にどう取り組んでいくのか。法務省の予算で法務省が何をやるかというよりも、その辺りの連携をどうやっていくのか、検討を進め、実行することが重要なのではないか、と思います。

島野座長：ありがとうございました。他にないようですので、続きまして、議題(2)と(3)の「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書について」と「平成16年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書について」についてご意見を伺ってまいりたいと思います。まず、事務局から評価の概要について簡単にご説明願います。

梅林課付：それでは、資料3の「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」と資料5の「平成16年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書」について説明いたします。冒頭にも参事官から説明いたしましたように、法務省におきましては、政策評価法上、事前評価を義務付けられている政策はありませんが、資料8として席上に配付させていただいております「法務省政策評価に関する基本計画」の6ページ(4)にございますように、事前評価の実施対象として、「法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備」、及び「法務に関する研究」を定め、この二つの項目につきまして事前評価を実施しているところでございます。資料3の報告書は、平成17年度予算概算要求において新たに要求する6箇所の施設整備と、法務総合研究所において平成17年度に新たに実施いたします5つの研究課題について、事前評価の結果を取りまとめたものであり、資料5はその事前評価の反映状況を取りまとめたものです。それぞれの評価の概要につきましては、評価手法が専門的事項に係る部分が多いことなどから、各担当者から、事前評価の基本的考え方や評価手法、各評価結果と予算要求への反映状況も合わせて説明させていただきたいと思います。それでは、まず施設整備から順次、担当の方から説明させていただきます。

施設課：法務省大臣官房施設課でございます。まずはじめに、施設課の事業評価の手法

につきましては、若干込み入った内容となっておりますので、施設整備の事前評価につきまして、概略を説明させていただきます。お手元の資料4の大臣官房施設課における事業評価の概要という資料を見ていただきたいと思います。この資料には施設課における事業評価の概要が載っているわけですが、基本的な考え方は、官庁営繕を所管しております国土交通省の事業評価手法に準拠した形になっております。その具体的な内容ですが、まず4ページをご覧ください。事業評価の手法は、法務省では、官署施設と収容施設で若干異なったものとなっております。収容施設というのは、法務省の施設のうち、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設、それから、入国者収容所がございます。これに対して、官署施設はそれ以外の施設でございます。検察庁ですとか、法務局などがございます。これらについてどういった評価をするかということ、いずれもまず一つ目に、「事業の緊急性」を評価することとしております。二つ目に、「計画の妥当性」を評価することとしております。その上で「事業の効果」を評価することとしております。次に5ページをご覧ください。ここで評価の流れを説明いたしたいと思います。新規事業につきましては、一般に調査費要求が必要になることが多いわけですが、その前の段階で、現状の施設の状況から「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」について、評価することとしております。また、その後、事業費を要求する段階では、この2点、緊急性と妥当性を改めて評価するとともに、「事業の効果」についても評価することとしております。さらに、施設使用後5年が経過した後に、事後評価を実施することとしております。続きまして、7ページから9ページにかけて、事業の緊急性や計画の妥当性についての具体的な評価手法を記載しております。まず、事業の緊急性についてですが、8ページにあります評価軸と基準によって算定しております。例えばこの中の表の一番上からいきますと、老朽建替えの必要については、非木造建物の場合、現存率という指標を使いまして、あるいは狭隘の場合、面積率という指標を使いまして、それぞれに評価を行っているという形を取っております。その上で、ここにあるような様々な事情がそれぞれ認められた場合には、一番大きい要素、主要素をそのまま100点であれば100点としまして、それ以外の要素が認められる場合にはそれ以外の要素を従要素としまして、それぞれの点数の10分の1を足していくという形で、これを事業の緊急性、優先性の点数としています。それ以外に、法務総合庁舎計画のような集約化といったものであるとか、都市計画上のいわゆるシビックコア計画が認められる場合には10点を加算することとしています。続きまして計画の妥当性に関してですが、9ページをご覧ください。ここにあります評価軸と基準により算定しております。具体的には用地取得の見込みをはじめといたしまして、施設の位置、規模、構造等についてそれぞれ評価いたしまして、1.1、1.0、0.5という係数を出しまして、その全てをかけ合せて100倍した数値を計画の妥当性としております。こういった形で、緊急性及び妥当性について、いずれも100点以上ということになれば、これらの案件を採択できると考えております。さらに、事業費要求段階には、投入されるコストに見合った効果が得られるかについても評価しております。その評価手法については、10ページ以降に記載しているところです。簡単に申し上げますと、総効果Bを総費用Cで割った費用対効果B/Cを算出しまして、一定のレベルを超えたものを、効果があると判断しております。なお、総費用は、10ページの下欄に記載してありますが、施設建設のイニシャルコストそれからランニングコストを現在価値化した数値を用いております。これに対しまして総効果の中身につきましては、一般的な指標としましては、例えば利用者の利便の観点から、立地の改善や執務能率の向上、地球温暖化対策の対策の観点から、LCC02、つまりライフサイクルでCO2をどれだけ発出することを低減させられるか、といった効果を国交省の指針などにに基づきまして数値化しています。加えまして、検察庁や法務局等それぞれの施設の効果を加算して算出しております。だんだん細かい話になってきて恐縮なのですが、19ページをご覧ください。ここに、利用者の利便や、地域への寄与、そういった効果を数値化する計算方法を記載させていただいております。

細くなるので説明は省略させていただきますけれども、総効果が、総費用を超える
と判断されれば、これを採択できるというふうに考えているところでございます。若
干説明が長くなりましたが、個別の事案で説明させていただきます。お手元の資料の
3をご覧くださいと思います。一枚めくりまして目次に事案が記載されておしま
すけれども施設整備関係では合計6事案につきまして事前評価を実施しております。
その中で、調査費要求に当たりまして、「事業の緊急性」と「計画の妥当性」を評価し
た事案は、高知法務総合庁舎、大分第2法務総合庁舎、福岡刑務所新営工事の3事案
でございます。それから、事業費要求に当たりまして、事業の効果、先ほどのB/Cまで
含めた総合的な評価を行った事案は、周南法務総合庁舎整備事業、宮城刑務所新営工
事、美祢社会復帰促進センターの3事案でございます。まず、1ページの周南法務総
合庁舎でございます。周南法務総合庁舎は、山口県周南市にあります山口地方検察庁
周南支部・区検察庁それから山口刑務所の周南拘置支所が入居している法務総合庁舎
を整備するというものでございまして、老朽及び狭隘のため新営の必要に迫られてい
るところでございます。業務効率の改善、利用者へのサービス向上を図ることを目的
にしています。これは、平成14年度に新規採択事業として、「事業の緊急性」及び
「計画の妥当性」を評価したところでございますが、今回は事業費要求に当たりまし
て、「事業の効果」まで含めて総合的な評価をしております。若干細かい点になりま
すけれども、「事業の緊急性」については6ページをご覧くださいと思います。
6ページは検察庁部分になりますけれども、老朽状況は、この建物は現存率は60パ
ーセントを切っているということで、これを主の要素として、90点を付けたという
ことでございます。それに従要素として、面積率が0.75以下ということでござい
ますので、50点ですけれども、これは従要素でございますので、この10パーセン
トの5点をつけたということでございます。加えましてこれは、検察庁と拘置支所を
集約整理するという事で職員の移動等に利点があるということで加算点10点を加
えまして計105点として計算しております。続きまして、8ページですけれど、同
様に拘置所も同じく、同様の評価を行いまして、狭隘等で109点という評価となっ
ております。その結果、それぞれ事業の緊急性が認められたということでございま
す。一枚戻りますけれども、計画の妥当性については7ページをご覧くださいと思
います。検察庁部分は現所在地建替えのため用地取得済みということで1.1、それから
災害防止・環境保全是ともに良好ということで1.1、アクセスの確保は1.1とい
ったような評価をしております。その他のところはそれぞれ1.0ということでご
ざいましたので、100にこれらの係数を乗じまして133点ということになっており
ます。同様に、9ページに拘置支所の分がございまして。地域との調和、業務の効
率化等が計画できるということで、すべて1.0になっておりますけれども、合計100
点ということになっております。これでそれぞれが計画の妥当性が認められるとい
うことでございます。加えまして、今回は事業費要求ですので費用対効果について
の評価も行ってあります。費用につきましては、10ページ上段を見ていただきますと、
検察庁部分は、11億円の総費用、また、拘置支所につきましては12ページの下段
になりますけれども約15億円になります。これに対しまして効果になりますけれ
ども、検察庁部分は、建物の新営による効果で約20億円に検察庁としての効果の7億
円を加算した27億円というふうに計算しております。拘置支所の方は12ペー
ジにありますように、32億円というふうに計算しております。こういった計算で、そ
れぞれ足し合わせまして、総効果合計59億円を総費用26億円で割った費用対効果
の割合は2.2ということでございまして、いずれも要件を満たしているとい
うことでございましたので、事業費を要求しているということでございます。若干説明が長
くなり、時間の制約もございまして、次以降若干簡単に説明することをお許しい
ただきたいと思っております。次は13ページで、高知法務総合庁舎の新営工事
でございますが、老朽及び狭隘のため、新営の必要に迫られている高知地方検察
庁・区検察庁舎に関連官署である高知保護観察所、それから高松入国管理局高
知出張所を集約整備することにより、業務効率の改善、利用者のサービス向上
を図ることを目的にしていま

す。この事案につきましても、新規採択事業調査費要求でございますので、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」までを評価したところ、先ほどと同様の手法で評価したところ、13ページの下のところ、内容という欄に記載してありますけれども、「事業の緊急性」に関する評点が116.8点、「計画の妥当性」に関する評点が133点となりまして、要件を満たしていると評価し、調査費を要求しました。続きまして、19ページ、これは大分第2法務総合庁舎です。これも同じく、老朽及び狭隘のため、新営の必要に迫られている大分地検・区検、それから大分保護観察所及び福岡入国管理局大分出張所を集約整備することを目的としています。これについても同様に新規採択事業として、緊急性、妥当性を評価したところ、緊急性に関する評点は114.3点、妥当性に関する評点が133点ということで、要件を満たしているということでしたので調査費要求をしているところでございます。続きまして25ページの宮城刑務所でございます。これは老朽・経年による機能不備を解消し、規模・機能を拡充整備することにより、国民の安全の確保及び治安の維持を図ることを目的にしています。宮城刑務所の現在地での建て替え整備について、平成15年度に「緊急性」及び「妥当性」までの評価を行っておりますが、今回は事業費要求ですので「事業の効果」まで含めて総合的に評価したところ、「緊急性」に関する評点が116点、「妥当性」に関する評点が110点、効果の指標である「費用対効果B/C」が2.1となり、要件を満たしているということで、事業費を要求しました。続きまして、32ページになります。

島野座長：全部説明なさいますか。恐縮ですが資料5との関係がありますよね。手法その他について、第1の件についてはよくわかりました。あとは、資料5に則して説明してください。

施設課：では、美祢社会復帰促進センターですけれども、資料5でいきますと5ページになります。評価の概要で記載されているとおり、緊急性の評点が100点、妥当性が110点、事業の効果が1.8となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価しまして、平成17年度におきまして、予算要求をしております。それから、最後に6ページになります。これは、福岡刑務所新営工事でございますけれども、評価の概要の欄に記載しておりますとおり、事業の緊急性と計画の妥当性の要件を満たしているということで、調査費を要求しております。以上でございます。

梅林課付：続きまして、法務に関する研究につきまして、法務総合研究所のほうから説明させていただきます。

法務総合研究所：引き続き、法務総合研究所の研究業務に対して実施しました、平成16年度事前評価について、ご説明いたします。それでは、「平成16年度法務省事前評価実施結果報告書」に沿ってご説明いたします。まず、説明書の目次部分をご覧ください。ここに書いてありますとおり、45ページから54ページまでの合計5つの研究が事前評価の対象でございます。ここで、説明に入る前に、当所の評価手法について簡単に説明させていただきますが、当所の評価手法は、内閣総理大臣の決定である「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づいて、当所の外部評価機関として設置した「研究評価検討委員会」これは、外部委員を含む13名の委員で構成されているわけですけれども、この委員会において実施した評価結果を基に、当所が自己評価したものであります。ちなみに今年度も6月4日に開催されまして、既に行った研究についての事後評価、これから行う予定の研究についての事前評価について行っております。それでは、それぞれの研究に関する評価について、ご説明いたします。まず、45ページをご覧ください。まず、一つ目は「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」でございます。近年、行刑施設における様々な問題が提起され、それらの対応に苦慮している実情にあります。本研究におきましてはこれら諸問題に対する有効適切な方策についての研究を行い、その結果を、矯正行政に携わる職員や当省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめるというものでございます。少し申し遅れましたが、当所は全ての研究におきまして、必要性、効率性、有効性の3つの観点、これは先ほど述べました「国の研究開発評価に関する大綱的指針」にこの3つ

の観点から評価をするように、という定めがありますので、それに従って行っているのですが、この「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」につきましても、45ページの評価の内容に書いてある観点から評価をいたしまして、評価としては、46ページにありますように、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価しています。次に47ページになります。「保護司の活動実態と意識に関する総合的研究」、これにつきましても保護司に関しましても、近年、保護観察事件の複雑化それから保護観察対象者の増加等をはじめとしまして、保護司の活動状況は非常に厳しいものがありますが、本研究では保護司の活動実態と意識に関する研究を実施しまして、保護司制度の充実強化に関する提言を行うことを目的としています。これにつきましても47ページから48ページ、主に48ページですが、必要性、効率性、有効性の観点から評価いたしまして、一番下に書かれてあるとおりの評価を得ております。次に3番目の、49ページですが「薬物乱用者の処遇に関する総合的研究」です。これにつきましても、わが国の薬物犯罪者の検挙件数が長期的に増加傾向にあり、それらの乱用者に対する処遇というのが、一つの問題となっているのは皆さんご存知のとおりだと思いますが、これまで薬物乱用に関しましては主として刑事司法の分野で扱われておりますが、外国におきましては、刑事司法のみならず病院臨床を含む幅広い分野において対処している現状にあります。従いまして本研究では、わが国における治療共同体の試みなどの多様な処遇方法を研究し、薬物乱用者の処遇に関する有効な提言を行うことを目的としています。これに関しましても50ページに記載のように必要性、効率性、有効性の観点から評価いたしまして、一番下に書かれてあるとおりの評価を得ております。4番目でございますが51ページをご覧ください。「ハイテク犯罪に関する基礎的研究」でございます。これにつきましても近年の情報化社会の発展に伴い、いわゆるハイテク犯罪もますます多様化、複雑化しております、それに伴いまして捜査側にも困難な問題が存在しているということもご存知のとおりだと思います。本研究では、それらハイテク犯罪に関する基礎的な研究を実施いたしまして、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的としています。これにつきましても51ページ52ページにかけて、必要性、効率性、有効性の観点から評価いたしまして、一番下に書かれてあるとおりの評価を得ております。最後に5番目の研究ですが、53ページをご覧ください。「裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究」でございます。ご存知のとおりに本年5月にいわゆる裁判員法が成立いたしまして、裁判員制度が導入されることとなります。検察官のこれまでの従前の捜査、公判の方法では、十分に裁判員制度に対応できなくなることが予想されておるところでございますが、本研究では、裁判員制度の下における捜査や公判の在り方について、実務的・実践的な研究を実施し、その調査・研究の成果に基づいて、今後の検察官に対する研修の実施や、法務総合研究所は、検察官の研修を実施しておりますが、その研修の充実に活用したいと考えておりますが、検察の現場へ還元することも目的としています。この研究におきましても、54ページ以下にありますように必要性、効率性、有効性の3観点から評価いたしまして、一番下に書かれてあるとおりの評価を得ております。以上、いずれも、必要性、効率性、有効性の観点から評価をいたしまして、適正との評価を受けております。次に資料5の今の5つの研究についての、政策への反映状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。資料5の7ページから11ページまでがその反映の報告でございます。先ほど述べましたとおり、5つの研究につきましても実施すべきであるとの評価に従いまして、いずれの研究につきましても、平成17年度概算要求予算に反映しております。詳細な要求額につきましては、報告書7ページ以下の記載のとおりでございますが、簡単に説明いたしますと、一番最初の7ページ「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」につきましても、本年度と来年度の継続研究でありまして、本年度はすでに、7ページの真ん中あたりに書いてあるとおり、約1千万円の予算措置をいただいております。引き続きまして、平成17年度におきましても、継続して研究を行う必要がありますので、約8百万円ほど、概算要求をさせていただいております。

ございます。続いて、8、9、10、11の4つにつきましては、新しい新規要求といたしまして、保護司の活動でいたしますと約1千2百万、薬物乱用の処遇ですと約1千3百万、ハイテクですと8百万、裁判員制度の研究ですと約1千百万円ほどそれぞれ要求しているところがございます、具体的に実施する研究の中身に関しましては、7ページから11ページに書いてあるとおりでございます。以上です。

島野座長：ありがとうございます。それでは、これらについてご意見等があればお願いいたします。

田辺委員：一つは施設整備関係でございますけれど、いつ事前評価をして公表するかという問題に絡んでくると思うのですけれども、17年度以降に事業費要求するというものに関しては、今年度はB/Cは出していないけれども、来年度またB/Cをつけたものが出てくることになろうかと思っておりますが、2回もやるのは手間ですので、事業費で、今これを予算要求しているよというその年度だけ出していただければ、私自身は構わないと思います。調査費ではなく、事業費で一括で出していただいたほうが、そして、こういう形でこの事業は正当化できるということを示す方がいいと思います。2点目はPFIについてです。美祿社会復帰促進センターに関しましては、PFIという新しい試みですので、例えばリスク配分はどのような形になっているのかとか、PFIと、「直」でやったときとどういう違いがあるのかとか、これに関してはチェックしていただいたほうが今後のためにもいいかと思っております。3点目は研究開発に関してです。研究開発に関する評価は基本的にピアレビューですので、効率性とか、有効性といっても、同じような比重で評価することにどれだけ意味があるのか。むしろ、必要性、何でこの研究をやっているのかというところが重要だと思います。事後にこの研究が良かったかチェックするためにも事前にどこまで明らかにするのか、研究を通じてどういう知見を明らかにするのかということ、むしろ書き込んでいただいた方が効果的だと思います。なにもすべて、有効性、効率性、必要性という総務省のフォーマットにあわせる必要はないと思いますので。

島野座長：ただいまの、田辺委員のご意見につきましては十分に承っておくことにします。

川端委員：53ページで、裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究の具体的な内容で、現在実際に裁判員制度を導入して一定の成果をあげている諸外国という文言がありますが、裁判員制度は日本にしかありません。審議会の意見書の英文訳も「S A I B A N I N」とされているのですから、これはたぶん、陪審制と参審制を行っている国という意味だろうと思っておりますけれども、裁判員制度を、陪審の側から見るか、参審の側から見るかでだいぶ違った結果がでると思うのです。ですから具体的にこの諸外国というのはいったいどういう国なのかを教えてください。

法務総合研究所：それにつきましては、どういうところを研究するかというのは検討中でございます。もちろん、今委員ご指摘のとおり、当然陪審制、又は、参審制を採用しているところになることは間違いありません。ただ、どこになるかというのは現在検討中です。

島野座長：ちょっとここは書き直さなければまずいかもれませんね。ご検討ください。

今川端委員がおっしゃった裁判員制度という用語を少し幅広く使いすぎたと思います。

立石委員：施設のところで、評価委員会による評価があるが、私どもとしてはこういう結果を経たプロセスを、もう少し透明性をもって情報開示をしてもらいたい。いくつぐらいが評価を受けて、結果はいくつになったという、それぞれの点数がどういふふうに出されたかという、委員会のプロセスをもう少し透明性を持ってやっていただきたい、それが1つ。それから研究テーマに関してはそれぞれ大変重要なテーマだと思います。その中で、特に薬物乱用、あるいはハイテク、このあたりは社会の大変関心がある。社会に喚起するという意味でも研究成果を公開してほしいと思います。それから、私自身としては例の保護司についてですね。これは大変興味を持ちまして、最終的にどういう形になるのか、新しい制度になさざるを得ないのか、保護観察に係るDVの問題とか、日本の場合は終身刑ということがないので、社会に矯正して出していく

という、そういう意味では保護司というのは本当に重要なものです。十分なことができないようならば、職員の配置等の問題もありますが、終身刑というものも、出てくるので、結果に大変興味ある。シンガポールの制度の良さとか、どういうところに関心を持って進めていくのか大変興味あるところです。

渡辺委員：行刑施設のことで、意見というか、お尋ねです。収容施設の費用対効果算出方法と、官署施設の算出方法、両者性格が違うので、異なるのは当然かと思いますが、収容施設のほうには「利用者の利便」という効果項目はないわけですね。収容施設の利用者、といっても別に収容されている方という意味ではなくて、例えば面会や接見に行かれる家族であるとか、弁護士であるとか、そういった人々の利便性というのが、一切評価項目にかからないのはそれでよろしいのかなという疑問を持ちます。最近は行刑施設の誘致活動なんかもあるそうですけれども、広い意味では迷惑施設なので、そうそう街中に作ることができないという事情は、わかるのですけれども、そもそも算出の対象になっていないというのはどうなのかなというのが一つ。それともう一つお尋ねですけれども、収容施設の整備方針をみると、目的や方針の欄に、「受刑者の処遇・生活環境の改善」として「採光・通風等の良好な環境」という言葉も書かれています。ちょっと前になりますけれども東京拘置所が新しくなったとき、場所が街中だということがあって、施設の外の様子がまったく見えない、季節の変化がわからないという構造になり、このような非人道的な施設はいかなるものかという意見が、被収容者の方であるとか弁護士さんから出ていました。もちろん、施設の高層部分からのぞかれたら困るという地域の方の要望も良くわかるのですけれども、こうした批判や経験を踏まえて、今はどのような判断をしているのか教えていただければと思います。

施設課：1点目でございますけれども、確におっしゃるとおり、であると考えております。これまで、我々も刑務所を田舎に作って来た経緯がございます。しかしながら、行刑施設についても、今の時代は、地域住民や篤志面接委員などボランティアを含め外部の方々の利便も非常に重要なことになってきたと考えております。したがって、ご指摘の点は、今後、検討させていただきたいと思っております。2点目について、採光、通風については、従来から重要視してきております。しかしながら、東京拘置所は街中にある都市型拘置所でありまして、多少工夫はしておりますが、地域住民との関係などもあり、あの場所で、あのような規模の拘置所を作ると、あのような形になるということをご理解いただきたいと思います。

渡辺委員：「法務に関する研究」についてお尋ねしたいのですが、「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」のところに、刑務官の方から直接話を聞くということが書かれています。意味深いことがあり、手間もかかる大変な研究であると思っておりますけれども、今の行刑施設の問題点を捉えていこうというときには収容されている側の視点も欠かせないと思っております。この研究の中にそういった視点を取り込んでいけるのか、ここに書かれている文面からだけでは判然としないという疑問が一つございました。「保護司の活動実態と意識に関する総合的研究」も同様です。保護観察を受ける側の人たちが今の保護司制度にどのような不満や批判を持っているのか、そうした声と、制度が一部ワークしていないといわれていることとの間にどんな関係があるのか。そうした問題意識を、どんなふうにすくい上げていくのか、少なくともこの文面からだけではよくわかりません。事業を進めるに当たっては、その辺にも配慮していただければと思いました。あと、いささかさまつな話になりますけれども、法総研の外部評価機関である「研究評価検討委員会」とこの懇談会の関係が私はよくわからないのです。また、さてこの検討委員会はどういう評価をされたのかなと思って、法務省のホームページを見てみたんですけれども、委員の方のお名前はお一人、代表で宮澤浩一先生が書かれているだけでした。やはり評価された方のお名前は、全員しっかり書くべきではないかと思っております。

法務総合研究所：3点ほどご指摘がありましたけれど、1点目の受刑者の、入っている側からも意見を聞くということで、この点につきましては、こういうご意見があっ

たということは承っておきます。それから2点目の保護司自身の調査をして意見を聞くという事に関しましては、平成15年度、16年度で研究官が直接保護司に面接して、調査し、また、調査票を作成して、全国の3千名ほどの保護司に郵送して回答を求める方法によって調査を実施してある研究がございますけれども、それを踏まえて、平成17年度の新規のものをやらせていただくということにさせていただいております。その辺りは十分、保護司の調査をやった上で新たな研究をさせていただいております。3点目の研究評価検討委員会につきましては、基本的には、説明いたしました「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づいて立ち上げてございまして、そこで毎年、6月ごろに事前評価と事後評価をもらっておるわけですが、それにつきましては、委員を公表すべきではないか、ということにつきましては、従来、委員長の先生しか公表していないので、そういうご意見があったということ踏まえてまた、検討課題とさせていただきます。

島野座長：ありがとうございました。

渡辺委員：2点目は「保護観察を受けている方」の調査もすべきだ、という趣旨で申しました。

法務総合研究所：保護観察を受けている方ですね。わかりました。それにつきましては、そういう観点からのものも必要なのではないかということについては、そういう意見があったということ踏まえてまいりたいと思います。

島野座長：それでは次に、議題(4)の法務省事後評価の実施に関する計画(平成16年度)の見直しについてご意見を伺いたいと思います。これにつきましても、まず、事務局からご説明をお願いします。

梅林課付：それでは、「平成16年度の法務省事後評価の実施に関する計画の改定(案)」について説明いたします。資料6をご覧くださいなのですが、現在資料6の実施計画に従いまして、本年度の政策評価を実施しているところですが、その実施計画を一部改めようとするものであります。平成16年度の政策評価の実施計画に定めている基本目標や達成目標、指標につきましては、基本的に、平成15年度の政策評価を実施するために定めた基本目標・達成目標、指標を踏襲したものでございますが、平成15年度の政策評価を実施する中で、あらかじめ定めていた基本目標等の中には適切でないと思われるところがございます。また、前回のこの政策評価懇談会におきまして、平成15年度の事後評価実施結果報告書について委員の先生方からご指摘をいただいているところがございますので、これらを踏まえまして、今後、本年度の政策評価の実施結果を取りまとめていく上で、改めるべきではないかと思われるところについて、その改定を考えている次第でございます。資料7でございますが、これは現行の実施計画と改訂を考えているものを取りまとめたものでございます。この資料の左側が「現行」の部分でございまして、右側が「改定」の部分でございまして、具体的に改定を考えている部分は、赤字で示しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。改定の具体的な内容について、かいつまんで説明させていただきます。資料7が一番わかりやすいと思いますのでこれに従って説明させていただきます。まず、3ページの下の方「民事法律扶助事業の推進」の部分ですが、この施策につきましては、本年5月26日に「総合法律支援法」が成立いたしまして、現在、財団法人法律扶助協会が行っている民事法律扶助事業につきましては、独立行政法人類似の組織として新設される「日本司法支援センター」が総合法律支援法の下でこれを担うこととされたことと踏まえまして、この項目自体を削除しようとするものでございます。次に、4ページの一番下でございますが、捜査における通訳の適正の確保これは、達成目標の中の「公平」という文言を「公正」という文言に変更しようとするものでございまして、これは、「公平」の後にある「中立」という文言が「公平」と同じ意味合いでございますので、より適切な用語である公正というものに変えようとするものでございます。次に、6ページの上の「民間との協働による犯罪者の更生」、これの参考指標の部分でございますがこれは単純な誤記でございます。平成16年度というものを15年度に改めるというものでございます。次に、10ペー

ジ下の方の でございますが、「行政手続のオンライン化の推進」の部分でございます。これは、オンライン化の終了手続数の年度ごとの目標値とそれに対する実績値により評価されるというものでございますが、15年度実績において、総手続数が変更したことに伴いまして、「基本目標」と「目標値等」の手続数をそれぞれ変更しようとするものでございます。次に、同じ10ページの下から11ページにかけての「女性職員の採用・登用拡大の推進」の部分でございます。この中の指標の上から2つ目、「各役職段階（各俸給表の1～3級を除く）における女性の割合」のうち、目標値等の【公安調査庁】における「行（一）：各役職段階に占める女性の割合」についてでございますが、この部分は「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」で定める目標値を踏襲しております。この拡大計画で定める登用の拡大についての目標値が、行政職（一）適用職員については、「各役職段階に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回っている現在の状況を維持」となっていましたが、ここでいう「各役職段階」とは、級別定数上、すべての役職段階を指すものではなく、「4～6級（係長級）」のみを意味することから、それを明確にするために文言を修正するものでございます。次に、11ページ下の と12ページの でございますが、これは、平成16年度の予算が成立したためにそれに基づく研修等の回数と人員をそれぞれ予算に従ったものに変更しようとするものでございます。なお、昨年度の当懇談会でもご議論いただきましたが、平成16年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の中では、新たに6つの施策について、政策評価を行うことといたしました。その6つの施策というのは、資料6で説明いたしますと、6ページの「人権侵犯事件の適正な調査・処理」、 の「人権相談の充実」、7ページの「人権啓発活動の推進」、10ページの「民間との協働による犯罪者の更生」、 の「行刑施設における過剰収容の緩和」、さらに11ページの「行刑行政の透明性の確保」でございます。この6つが平成16年度新たな政策評価の対象としております。以上でございます。

島野座長：ありがとうございます。それでは、皆様のご意見をどうぞ。

寺尾委員：先ほどは不適切なところで発言をしてしまいました。9ページの「国の利害に関係のある争訟の処理」というところで、基本目標の中に「国民の期待にこたえる司法制度」というのがありますが、「国民の期待にこたえる司法制度」というのはどういうものかというのをもう少しブレイク・ダウンした表現になさることで、つまり何がそれに当たるかを、もう少し具体的に表現することで、つまり何がそれに当たるかを、もう少し具体的に表現することで私の申し上げた趣旨を盛り込めることができるのではないかと思います。

島野座長：もう少し具体的にお願いします。

寺尾委員：先ほど「処理」という言葉もいかなものかという六車委員からのご指摘もありましたけれども、こういうことをいうときには、普通は代替案を出すべきだと思うのですが、思いつかないものですから、宿題にさせていただきたいと思います。

島野座長：17年度の政策評価の対象をどう決めていくかといった作業はいつになるのですか。

梅林課付：次回の懇談会で平成17年度のものについて検討させていただきます。

島野座長：寺尾委員の意見につきましては、それまでによろしくお願いします。

川端委員：総合法律支援法が通ったということで、3ページで削除になっておりますけれども、平成16年度の事業の事後評価ですし、まだ法律が実施されていないので、削除するのはどうかと思いますけれども。

人権擁護局：確かに総合法律支援法の施行が平成18年ですから引き続き政策評価をするというのは考えられなくはないのですが、法律扶助を含む総合法律支援に関する予算要求が、来年年明けから作業に入ります。法律扶助に関する政策に対する政策評価の結果の反映ということ、基本的に補助金額への反映、予算要求に対する反映ということになり、これが一番大きな作業となります。しかしながら平成16年度の評価の結果を予算要求に反映させていくのは時間的に難しくなる。そういう観点で、今回人権擁護局としては、この法律扶助事業は政策評価としては落としますが、別の政策とし

て今年新たに3つ上げております。なお、総合法律支援法の下での法律扶助事業につきましては、独立行政法人と同じような仕組みで、法務省に設置されます日本司法支援センター評価委員会こういうところで事業内容を評価されるという形になります。

立石委員：2つばかり説明を求めますが、資料7の10ページの「行政手続のオンライン化推進」のところで法務省が扱う264の申請・届出等手続が311に増えているのですが、行政改革の中でなぜこれだけ増えたのか説明願いたいと思います。それに伴い目標のデッドラインが先送りになっているという状況にある。もう一つは12ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」で、これは現行から各回数を減らして参加人数を減らしておりますが、これは何か理由があるのでしょうか、予算的なものであるとかあるいは、向こうの国からの事情か。

情報管理室：まず、第一点の「行政手続のオンライン化の推進」のところで、264の手続が311と増えた理由でございますけれども、これは、オンライン化に当たりまして、申請様式の違い等から複数の手続にならざるを得ないという事情が生じて件数が増えたというのが一つでございます。それから法改正等によって新たに手続きが増えたというのもありまして、こうなっております。

法務総合研究所：国際協力、それからいわゆる国際連合に協力して行う研究、いずれも基本的に研修員の受入れで行っている国際協力でございますが、どうしても相手国の事情というものがございまして、相手国の体制事情その他諸々の関係でどうしても回数が微妙に変動して、人員も変動するというところでございましてその関係が主でございます。

田辺委員：川端委員も指摘したところで、なにも政策評価は予算に反映するだけの資料作りではありませんので、やはり、行ったことに関しては、制度を変えるということが決まっているとしても、総括するという役割もありますので、この部分は、恐らく16年度は実施していると思いますので、復活した方がいいのではないかと思います。2番目は入管のところでございまして、資料7でいうと9ページのところで、ここのところの「好ましくない外国人の排除」のところで、「不法滞在者数を指標」のところで「5年間で半減させる」これはもっともチャレンジングな目標値なのかもしれません。次の指標の厳格な出入国審査等のところというのは、前の不法滞在者数というのは、要するに入るのを防いで、出て行くのを促進する合計値ですけども、この部分は、入るという点についての方の活動ですので、入るのがこれくらいで、出すのはこれくらいと目途をつけられると思いますので、上がチャレンジングであれば下も負けずにチャレンジングな目標を並べて出した方がいいのではということでございます。

入国管理局：指標のところでございまして、5年間で不法滞在者の半減は、犯罪に対する対策ということでチャレンジングということで出しておりますが、なかなか大変難しいんだろうと思いますけれども、いろいろな対策をしております。下の方はその半減を実現するための施策内容、いろいろな施策を講じてその実施状況と内容について検証、評価をしているのですけれども、なにぶんインとアウトの他にも、不法滞在者の発生の方の数とかになりますと外的要因に影響されるところがございまして、それを数値化するのは極めて難しいだろうと思います。今後できるだけそのような点についても検討はしてまいりたいと考えておりますが、現実的には難しいと思います。

六車委員：資料6の6ページなんですけど、その なのですが、「人権相談の充実」と書いてあるのですが、ここに書いてあることは、端的に言うとなんか、何をすることによって良くなるかが書いていないのではないかと思います。つまり、達成目標1というのは、指標のところで、電話の相談件数、達成目標2のところは子供の相談件数、達成目標3は相談件数とありまして、目標はみんな「対前年度増」とあるのですけれども、最初の基本目標を見ると、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。私の勘違いでなければ、ここに書いてあることは、何か新しいことをしてよくしようというのが表れていない。例えば人権擁護委員に女性の問題についての研修みたいなことを、この前の通訳のようなことをですね。子供の110番って、今すぐく

問題になっていますから、子供についてはこういう対応体制を充実するとか、外国人については、日本語の話せない人がいると思いますし、それぞれがどういうふうにして良くしようとしているのか。特に人権擁護委員というのだと思いますけれども、こちら側の体制をどうふうに整備するかというようなことが見受けられないような感じがして、その点だけ、申し上げたかったのですが。

人権擁護局：具体的に、どういった形で、相談を実施していくか、そういう手法は政策評価の中で説明していきたいと言うふうに考えております。指標として相談件数とし、これをできるだけ増やしていこう、それがその人権相談の充実の一つの明確なものとして表しやすいのではないかと考えたものです。もちろんご指摘のとおり、誰がどのような形でやっていくのか、人権擁護委員をどのように活用していくのか、そういった点も重要であるのはもちろんです。そういった点も評価の中で具体的に説明する方向で考えております。

六車委員：よくわかりました。

島野座長：それでは議題（５）の「新たな法務省政策評価に関する基本計画の策定について」、これは現在までの作業の経緯等についてのご報告だけになるかと思いますが、事務局からご説明願います。

梅林課付：それでは、新たな法務省政策評価に関する基本計画の策定につきまして、簡潔に説明させていただきたいと思っております。新たな基本計画策定に当たりまして、具体的な中身に関する委員の皆様からのご意見につきましては、次回の懇談会に頂戴したいと存じます。お手元に配付しております資料８でございますが、これは「法務省政策評価に関する基本計画」でございます。現在のものでございます。これの３ページの一番上、計画期間のところをご覧いただきたいと思うんですが、本基本計画の計画期間は「平成１４年度から１６年度までの３年間とする。」と書かれております。本年度までの３年間の基本計画でございますので、平成１６年度中に平成１７年度からの新たな基本計画を策定する必要がある、ということになります。具体的な現在の検討状況につきましては、まだ、こちらの中での考え方もまとまっていないということもございますので、本日は頭出しだけさせていただきたいと思っております。それは政策評価の方式についてのことでございます。現在「政策評価の方式」につきましては、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」という３つを採用しておりますが、ご承知のとおり、法務省においては、「実績評価方式」の評価が大半を占めております。ただ、「実績評価方式」は、あらかじめ目標を設定した上で、定期的・継続的にその目標に対する実績を測定しまして、かつ、目標期間終了時にその期間における達成度を評価するものでございまして、法務省の政策の特性上、達成すべき水準を適切な指標を用いて、さらに、数値で表すということが困難な政策も少なくないため、法務省としてはこの点について非常に苦労してきた事実がございます。法務省の政策というのは基本法の整備に関する政策というものが非常に多いものでございまして、あらかじめ数値目標を設定して政策を評価することが困難だということ。これは、今後も課題になると思っております、ですから、諸外国における政策評価の動きとか、総務省行政評価局の審査結果などを参考にしまして、法務省の政策の特性に対応できる新たな評価方式があれば、その研究と活用について、積極的に検討したいと考えております。この点につきましては、次回までに、私どもの考え方もまとめさせていただき、委員の先生方のご意見を頂戴したいと考えております。以上でございます。

島野座長：議題（５）についてはただいまのご説明で終わらせていただきます。最後に今回の議事の全般を通じて何かご意見、ご希望がございましたらどうぞ。ございませんか。それでは時間がオーバーしてしまいました。委員の皆様方の貴重なご意見は十分承った方がよいと思われましたので議事進行がこういう結果になってしまいました。どうもありがとうございました。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

黒川官房参事官：本日はお忙しい中、お集まりいただき、長時間にわたり、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日のご議論につきましても議事録を法務省のホームページで公表させていただきます。議事録につきましては、前回の会

合で取り決めましたとおり事務局でまず案を作成いたしまして、後日、委員の皆様方
の下にお送りいたしますので、それぞれご確認いただいた上で、最終的な確認につい
ては座長にお任せいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、
次回の開催は年明け2月下旬以降を予定しております。最後の議題の、今回ご報告だ
けでした、新たな基本計画の策定や来年度の政策評価の実施計画の策定についてご意
見を伺わせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で
す。

島野座長：それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

【以 上】